

中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金

申請手続きに係る Q&A

I 対象者について

Q1：この奨励金の給付対象者は？

A：次の要件すべてに該当する中小事業者（個人事業者を含む）が対象となります。
（高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付要綱（以下「要綱」）第3条関係）

【要件】

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 以下のいずれかの対象認定を受けていること。
 - ・兵庫県と神戸市が共同で創設したひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定（プラチナミモザ企業認定及びフレッシュミモザ企業認定を含む。）
 - ・厚生労働省が行うくるみん認定（プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定を含む。）
 - ・厚生労働省が行うえるぼし認定（第1段階以上の認定及びプラチナえるぼし認定を含む。）
- (3) 申請時点において市税を滞納していないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと。（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

Q2：中小事業者の定義とは？

A：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者のことです。
下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当することが必要です。

| 業 種 | 中小企業者 (下記のどちらかを満たすこと) | | 小規模企業者 |
|---------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | 常時使用する 従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

※みなし大企業は対象とします。(みなし大企業の定義は以下のとおり)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

※ホテル・旅館は、中小企業信用保険法施行令第1条第2項「旅館業」の定めにより、資本金の額又は出資の総額5千万以下、常時使用する従業員数は200人以下。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）は対象外とします。

Q3：過去に対象認定を取得していれば申請ができるのか？

A：そのとおりです。対象認定を取得した時期は問いませんが、申請時点において当該認定が有効期間内であることが条件になります。

Q4：事業所は市内だが、代表者の住所が市外の場合は対象となるか？

A：Q1回答で示す要件を満たしていれば対象となります。

Q5：代表者の住所は市内だが、主たる事業所（店舗等）が市外の場合は対象となるか？

A：市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者を対象としているため、対象とはなりません。本社又は主たる事業所が在る都道府県や市町の支援施策をご活用ください。

Q6：本社や本店等が市外にある事業所で、事務所・営業所・店舗等が市内にある場合、対象となるか？

A：要綱第3条第1項第1号の規定「市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。」としており、本社又は主たる事業所が市内にない事業所は、対象とはなりません。

※主たる事業所とは、実際に主たる事業活動を行っている事務所・営業所・店舗などをいいます。（対象の事業所について、従業員数が最も多い、売上比率が最も高い、など）

Q7：奨励金の交付は、1奨励対象者につき1回限りとする（要綱第4条関係）とあるが、同一人物が複数の中小事業者の代表者である場合、各事業者における奨励金の申請はどのように考えるか？

A：代表者が同じであっても、それぞれの事業者で対象認定を取得している場合（法人に限る）は、各事業者ごとに申請することができます。

Q8：同等と市長が認める者（要綱第2条関係）とは？

A：公共法人（※）を除く、財団法人、社団法人、学校法人、NPO法人等の各種非営利法人をいいます。

※公共法人とは、法人税法第2条別表第1をご参照ください。

注：政治団体や宗教法人は対象外とします。

Q9：農業や漁業従事者も給付対象者となるか？

A：要件に合致していれば対象とします。農業法人も対象とします。

II 補助金について

Q10：対象認定を複数取得している場合、奨励金はそれぞれの認定に対して受け取ることができるのか？

A：対象認定を複数取得していたとしても、奨励金は一律10万円であり、交付は1回限りです。

III 添付書類

Q11：申請手続きに記載する内容や添付する書類は？

A：高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に加え、下記の添付書類を提出ください。

- (1) 対象認定の認定書の写し
- (2) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) 振込先金融機関を確認する書類（金融機関名、口座名義及び口座番号が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

Q12：市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類について、履歴事項全部証明書や確定申告書で確認できない場合は、追加でどのような書類を提出すれば良いか？

A：法人の場合は、法人税の確定申告書（別表1）や会社案内・公式ウェブサイトなど、個人事業者の場合は、所得税青色申告決算書または収支内訳書、会社案内・公式ウェブサイトなどで確認します。また、開業して間もなく、確定申告を終えていない場合は、開業届の写しで確認します。

Q13：市税の完納証明書は、誰のものを添付すればよいか？

A：法人の場合は法人のものを、個人事業者の場合は代表者個人のを添付してください。

Q14：振込口座の通帳の写しは、どのページをコピーして添付すればよいか？

A：通帳の表紙を開いた見開きのページ（口座名義・支店名・口座番号の記載があるページ）の写しを添付してください。なお、ネットバンキングの場合、上記の内容が確認できるページの写しを添付してください。

IV 申請方法・支給方法

Q15：申請期間は？

A：令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

ただし先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了する場合があります。

Q16：申請手続きはどのようにすればよいか？

A：申請書類を（公財）結のたかさご（みどりの相談所）へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。なお、申請書類は窓口でお渡しするか、当該法人又は高砂市役所のホームページからダウンロードいただけます。

住所：〒676-0828 高砂市阿弥陀町地徳 301 番地（市ノ池公園みどりの相談所内）

名称：公益財団法人結のたかさご

電話：079-446-8096

Q17：申請手続きをしたいが事業主本人以外の申請は可能か？

A：可能です。

Q18：給付奨励金は、いつ振り込まれるのか？

A：申請書類に不備等がなければ、奨励金交付の決定後、2週間から3週間程度での振込を予定しています。なお、奨励金交付の決定までは、申請後3週間程度要する見込みです。

Q19：奨励金の振込先となる金融期間に指定はあるか？

A：特にありません。ゆうちょ銀行や農協、ネット銀行等でも可能です。

V その他

Q20：奨励金の返還を求められる場合はあるのか？

A：奨励金の交付を受けた中小事業者が次の各号のいずれかに該当するときは奨励金の交付決定を取り消す場合があります。

（1）虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

（2）関係法令又は、この要綱の規定に違反したとき。